

令和6年第2回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和6年5月24日(金)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和6年5月24日(金) 9時02分宣告
4. 閉会(閉議) 令和6年5月24日(金) 10時29分宣告
5. 出席議員
 - 1番 川本 息生 6番 西尾 幸太郎 12番 吉田 雅紀
 - 2番 石橋 良行 7番 松新 俊典 13番 須山 隆
 - 3番 田中 一隆 8番 池田 賢治 14番 石田 茂春
 - 4番 村尾 茂樹 10番 仲吉 正
 - 5番 村上 謙武 11番 古濱 正之
6. 欠席議員
 - 9番 前田 芳樹
7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	池田 高世偉	介護保険課長	上野 俊之
副広域連合長	大江 和彦	隠岐島前病院事務部長	中尾 清司
同	坂 栄一秀	隠岐病院副院長	齋藤 英典
同	内田 伸治	同 総務課長	山崎 章
同	川崎 康久	同 経営課長	原 幸一
副広域連合長代理	田上 俊	診療所事務長	野津 晶
事務局長	齋賀 光成	消防長	田中 勤
総務課長	和田 哲也	消防次長	田中井 和幸
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	藤野 則子	書記	高井 美雪
--------	-------	----	-------
9. 会議録署名議員
 - 10番 仲吉 正 11番 古濱 正之
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目

報告第1号	令和5年度隠岐広域連合一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和5年度消防事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
議第29号	隠岐広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例
議第30号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議第31号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議第 3 2 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議第 3 3 号 隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議第 3 4 号 隠岐広域連合障がい者支援施設及び福祉型障がい児入所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議第 3 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
議第 3 6 号 令和 6 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
議第 3 7 号 令和 6 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 3 8 号 令和 6 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 3 9 号 令和 6 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 4 0 号 令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 4 1 号 令和 6 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 4 2 号 令和 6 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 4 3 号 令和 6 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 4 4 号 令和 6 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）

13. 選挙の経過 なし
14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
15. 常任委員の選任 なし
16. 議会運営委員の選任 なし
17. 傍聴者 なし

議事の経過

○議長（石田 茂春）

皆さん、おはようございます。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

令和 6 年第 2 回定例会のご案内をいたしましたところ、皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご参集いただきありがとうございます。

また、各議員の慎重審議をいただきまして、適切な判断をお願いいたします。

それでは、開会前に、去る 4 月 1 日付で人事異動がありました、執行部 4 名の自己紹介を自席からお願いいたします。まず初めに田中消防長。

○番外（田中消防長）

おはようございます。この度の人事異動で消防本部消防長を拝命いたしました「田中勤」と申します。出身は隠岐の島町の有木でございます。

前年度までの 3 年間は消防署長を務めさせていただいておりました。

今後より一層、住民の信頼と負託にこたえることができますよう尽力して参ります。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（石田 茂春）

次に、田中井消防次長。

○番外（田中井消防次長）

皆さんおはようございます。2月の議会定例会におきましては、退職の挨拶をしたところでございますが、任期付職員として残ることになりましたので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（石田 茂春）

次に上野介護保険課長。

○番外（上野介護保険課長）

介護保険課長として4月に着任しております、「上野俊之」です。

介護保険課、今年度第9期介護保険事業計画が始まっておりますので、しっかり実行できるよう進めて参りますので、よろしく願いいたします。

○議長（石田 茂春）

最後になりましたが、野津診療所事務長。

○番外（野津診療所事務長）

おはようございます。4月より診療所事務長として着任しました「野津晶」と申します。出身は加茂です。診療所事務の運営に携わることになり、その責任の重大さを痛感していると同時に、やりがいを感じているところでございます。一生懸命頑張ります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（石田 茂春）

以上で自己紹介を終わります。

《開 会》 号 鈴

ただいまより令和6年第2回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時05分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「10番・仲吉正」議員、「11番・古濱正之」議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

日程第2.「会期の決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5月24日、1日間にしたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、会期は本日5月24日1日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

日程第3.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙1「諸般の報告書」を参照いたします。

日程第4. 議案上程

日程第4.「議案上程」の件を議題といたします。

報告第1号「令和5年度隠岐広域連合一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」から、議第44号「令和6年度消防事業特別会計補正予算(第1号)」までの18案件を、一括して議題といたします。

ただいま議題となりました18案件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外(池田広域連合長)

令和6年第2回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第2回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、4月1日より病診一元化がスタートし、2か月が経過しようとしていますが、大きな混乱もなく順調に運営を行っているところであり、課題となっておりました病診連携の強化や効率化の推進について検討を開始したところであります。

また、令和6年度はフェリー「しらしま」後継船の建造、電子カルテの更新、島前分署及び海士出張所の整備、通信指令システム及び救急デジタル無線システムの更新など、大きな事業の実施を予定しており、各会計において、適切に取り組んで参る所存であります。

人員不足が深刻化する中、働き方改革への取り組みや物価高騰など、住民生活を取り巻く環境はますます厳しい状況となっており、隠岐広域連合が所管する事業においても大きな課題となっております。

構成団体と連携しながら、様々な対策に取り組んで参る所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、本定例会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

報告第1号「令和5年度隠岐広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書」についてご説明申し上げます。

令和5年度予算事業のうち、フェリー「しらしま」後継船建造事業への技術支援業務に

ついて、令和6年度に明許繰越しすることといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号「令和5年度消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書」についてご説明申し上げます。

令和5年度予算事業のうち、島前分署施設整備事業及び海士出張所施設整備事業について、令和6年度に明許繰越しすることといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議第29号「隠岐広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

事務局総務課の事務分掌について診療所を追加するとともに、字句の追加等、所要の改正を行うものであります。施行日は、公布の日とするものであります。

次に、議第30号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

育児休業中の会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給できるよう、所要の改正を行うものであります。施行日は、公布の日とするものであります。

次に、議第31号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。医師の給料表について、60歳まで昇給できるよう、所要の改正を行うものであります。施行日は、公布の日とするものであります。

次に、議第32号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対処するための特別診療手当及び防疫作業従事手当の特例を廃止し、特定新型インフルエンザ等がまん延した際に、国家公務員に準拠した防疫作業従事手当が支給できるようにするため、所要の改正を行うものであります。施行日は、公布の日とするものであります。

次に、議第33号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給できるよう、所要の改正を行うものであります。施行日は、公布の日とするものであります。

次に、議第34号「隠岐広域連合障がい者支援施設及び福祉型障がい児入所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

障がい者支援施設の定員を現状の利用水準を踏まえ、60人から50人に変更するものであります。施行日は、公布の日とするものであります。

次に、議第35号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

フルタイム暫定再任用職員の賞与について、正規職員と同様の支給月数とするため、所

要の改正を行うものであります。施行日は、公布の日とするものであります。

次に、議第 36 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事異動等に伴い人件費を増額し、定額減税対応に伴うシステム改修業務の委託料を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 172 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 23 億 7,929 万 8,000 円とするものであります。

次に、議第 37 号「令和 6 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事異動等に伴い人件費を減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 11 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 33 億 6,700 万 8,000 円とするものであります。

次に、議第 38 号「令和 6 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出を補正するもので、医業費用は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い、給与費を増額するもので、特別損失は、診療報酬の返還に伴い、過年度損益修正損を計上するものであります。

補正予算第 3 条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について増額するものであります。

次に、議第 39 号「令和 6 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出を補正するもので、医業費用は、人事異動及び会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い、給与費を増額するもので、訪問看護事業費用は、派遣看護師の採用に伴い、経費を増額するものであります。

補正予算第 3 条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について増額するものであります。

次に、議第 40 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、人事異動等に伴い人件費を減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 21 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算

の総額を1億2,156万9,000円とするものであります。

次に、議第41号「令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、人事異動等に伴い人件費を減額し、派遣看護師の採用に伴い、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ235万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,766万9,000円とするものであります。

次に、議第42号「令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、人事異動等に伴い人件費を減額し、各診療所のネットワーク整備に伴い、委託料を増額し、医業費において、購入予定医療機器の変更に伴い、備品購入費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、県支出金をそれぞれ増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ420万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,587万3,000円とするものであります。

次に、議第43号「令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、人事異動等に伴い人件費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ224万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6,328万円とするものであります。

次に、議第44号「令和6年度消防事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事異動等に伴い人件費を減額し、水槽車の修繕に伴い、需用費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ1,051万2,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ13億1,270万円とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(石田 茂春)

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第5. 質疑

日程第 5. これより「質疑」を行います。

報告第 1 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」から、議第 44 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの、18 案件について質疑を行います。

最初に、報告第 1 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、報告第 1 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明させていただきます。

令和 5 年度事業として、フェリー「しらしま」後継船建造事業への技術支援業務を 319 万円計上し実施予定としてございましたが、この事業について、令和 6 年度に繰越させていただくものでございます。

この事業は「しらしま」後継船の建造に当たり、基本仕様の検討、造船所の決定等に当たり、専門的なご意見をいただくために、造船に関わる専門事業者であります日本造船技術センターと業務委託契約を締結し、業務完了予定日を令和 6 年 3 月 31 日としておりました。

基本仕様の検討に当たりまして、関係機関から十分にご意見をいただき、十分に連携を図って決定していきたいというふうに考えておりまして、事業の完了予定を令和 6 年 11 月 30 日に変更して、実施をするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、報告第 1 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、報告第 2 号「令和 5 年度消防事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（田中消防長）

それでは、報告第 2 号「令和 5 年度消防事業特別会計予算繰越計算書について」ご説明させていただきます。

島前分署及び海士出張所施設整備事業の繰り越しについてのご報告となります。令和 5 年度におきまして、解体工事、用地測量、地質調査及び造成設計業務等の完了を予定してございましたが、庁舎の配置及び造成計画が変更になったことから、各種工事の発注に時間を要し、年度内での完了が困難となったため、令和 6 年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。繰越額につきましては、島前分署施設整備事業が 1 億 9,600 万円、海士出張所施設整備事業が 3,350 万円、合計で 2 億 2,950 万円でございます。以上で説明を

終わります。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、報告第2号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第29号「隠岐広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、「隠岐広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、令和6年4月1日の病診一元化に伴いまして、国民健康保険診療所及びへき地診療所の運営を隠岐広域連合が行うこととなったことに伴いまして、当該事業に係る事務分掌を定めるものでございます。また、あわせて字句の追加と、所要の改正を行うものであります。

条例改正の要点でございますが、1点目が、総務課の事務分掌に診療所を追加するもの、2点目が、仁万の里に関する事項を仁万の里の管理運営に関する事項に改正するもの、3点目が、総務課の事務分掌に隠岐航路フェリー及び超高速船の管理運営に関する事項を追加するものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。

なお、この改正についてでございますが、本来であれば、適切な時期にこういった改正をしておくべきものでございましたが、事務の不手際により改正ができておらず、今回の提案になったところでございます。大変申し訳ございませんでした。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第29号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第30号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当が支給可能となったところでございます。隠岐広域連合におきましても、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、会計年度任

用職員に勤勉手当を支給する予定としております。このことに伴いまして、育児休業中の会計年度任用職員に対しても、勤勉手当が支給できるように、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、職員が育児休業を取得している場合において、その職員が勤勉手当の支給に係る基準日以前6か月以内に勤務した期間がある場合には、その期間に応じて勤勉手当を支給することとなっております。一方で、会計年度任用職員については、これまで勤勉手当を支給していなかったため、この規定において対象職員から除外をしておりました。

今回勤勉手当の支給を開始する予定としていることに伴いまして、育児休業中の会計年度任用職員に対しても、勤勉手当を支給できるように、当該除外規定を削除するものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第30号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第31号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

「職員の給与に関する条例の一部改正」につきまして条例改正の概要でございますが、当院の医療体制につきましては、島根県や大学から派遣いただいている30歳前後の若手医師がほとんどで、2年から3年で定期的に交代しております。

そういう状況の中、現在経験豊富な50歳前後の中堅の医師も、少しずつ増えており、安全安心の医療を提供できる体制が向上しています。一方で、島根県や大学から派遣いただきやすいように若手医師を想定した給料体系となっており、標準採用で継続して勤務した場合、43歳以降で給料が据え置きとなっていることから、当院を支えていく中堅の医師が昇給できるように、給料表について改正するものです。

改正の要点につきましては、医療職給料表I表医師給与表について、4級の最高号給の下に60歳まで昇給できるように、号給を加えるもので、施行期日は公布の日からとしますが、次期定期昇給月は来年1月1日となります。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第31号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第32号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について

質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類感染症に変更されたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症に対処するために設けておりました、特別診療手当及び防疫作業従事手当の特例について廃止をするとともに、今後、特定新型インフルエンザ等が蔓延した際に、国家公務員に準拠した防疫作業等従事手当が支給できるように、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、これまで新型コロナウイルス感染症に対応するため、ワクチン接種業務に従事する職員に特別診療手当1時間4,000円、それから新型コロナウイルス感染症の患者等に対応するための業務に従事した職員に防疫作業等従事手当日額3,000円、身体等に接触する場合の業務については4,000円という手当を支給しておりましたが、これらを廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に患者対応する業務について日額1,500円、緊急に行われた措置にかかる作業であって、心身に著しい負担を与えると広域連合長が認める業務については日額4,000円を支給する防疫作業等従事手当を追加するものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第32号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第33号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取り扱いが整備をされたところでございます。

総務省からパートタイムの会計年度任用職員については、令和6年度から対象となる職員に勤勉手当を適切に支給すべきものであることという通知がございまして、

これらを踏まえ、隠岐広域連合におきましても、これに準じて会計年度任用職員につい

て、勤勉手当を新たに導入するという事で所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、会計年度任用職員の手当の種類に勤勉手当を追加し、会計年度任用職員への常勤職員の勤勉手当支給規定の準用規定を追加するものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 33 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 34 号「隠岐広域連合障がい者支援施設及び福祉型障がい児入所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、「隠岐広域連合障がい者支援施設及び福祉型障がい児入所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、仁万の里の障がい者支援施設については、地域移行と職員不足の状況により、定員が現在 60 人のところ、利用者水準が 48 人程度となっている状況でございます。また、令和 6 年度の障がい福祉サービス報酬改定におきまして、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定が、20 人単位から 10 人単位の報酬に設定が見直されたところでございます。

仁万の里の施設につきまして、現在の入所施設大きな施設は部屋数 50 床 50 人定員のもの、それに 10 人の分棟を活用してこれまで運営をしてきておりましたが、この度本棟の 50 人のみの定員設定という形で進めていきたいということでございます。

また、報酬改定についてでございますが、20 人から 10 人になったことに伴いまして、60 人のままの定員で運営をすると、報酬単価が下がることとなっております、収入が減るような状況になります。50 人に変更することによりまして、この収入減を回避することも可能になり、現在の収入を維持することができるという状況でございます。

そういった部分を踏まえて、条例改正の要点でございますが、障がい者支援施設の定員 60 人を 50 人に改正するものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 34 号について質疑はございませんか。

○1 番（川本 息生）

こちらの仁万の里の定員についてなんですが、報酬サービス、報酬によって担保するために定員を下げてってことはちょっと理解できるのですが、もし今後、例えば今利用者数が 48 人になっていて、多分今余裕ある枠が 2 人とかになると思うので、急に来年度

から4人入りますとかいう場合になった際に、この定員を引き上げることが、そんなすぐにできるのかなというところと、なかなか減らしたものを増やすっていうのは、結構職員さんの負担になったりとかすると思うので、今保育の現場でも集団退職などが職員の負担の増によって増えているので、できるだけ職員さんが少ない中で確保していくような動きというのを今後どういうふうを考えられているのかなっていうところと、来年以降もし増えた時に増やせるのが容易にできるのかどうかをちょっと質疑したいなと思います。

○番外（齋賀事務局長）

まず、来年度以降利用者が増えた場合に増やせるかということですが、現在、先ほどご説明させていただきました本棟50人、それから残りの10人については、分棟古い建物を活用して定員を設定してございましたが、この分棟につきまして、かなり老朽化をしております。またこの分棟を活用するにあたって、場所が若干離れておる関係で、そこに配置する職員が非常に多く必要になるというような状況でございます。そういった状況でございますので、定員を増やして、50人以上を受け入れるということが、非常にハードルが高い状況となっているところでございます。

また、現在待機者についても、仁万の里と確認をしておりますが、十数人ございますが、緊急に今後入所をされるというような状況ではないというふうに伺っております。必要に応じて空き部屋を使用して、短期入所というような形で現在運用しながら対応しているところでございまして、今後地域移行でグループホームへの移行等も順次進めながら十分に対応できるという状況にあるというところで、今回定員を50人に下げることによって、確認をしたところでございます。

また、人員確保につきましては、仁万の里の評価委員会等において、現在運営をお願いしております指定管理者の博愛様といろいろと協議をさせていただいております。また資格取得の援助であったり、職員の質の向上といったところも併せて取り組みを行いながら、処遇改善にも取り組みながら、人員確保に取り組んでいくということで、いろいろ協議を進めているところでございますので、今後人員不足でさらに対応することが難しいという状況にならないように、常に連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第35号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となりました。

これに伴いまして、隠岐広域連合においても、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する予定としてございますが、こうした際に、会計年度任用職員と暫定再任用職員の給与が逆転する現象が発生をすることとなりました。職種間の処遇均衡を図るため暫定再任用職員の賞与について、正規職員と同様の支給月数とするように、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、これまで再任用職員については、期末手当支給月数が1.375月、これを2.45月、また勤勉手当については0.975月、これを2.05月に改正をするものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第35号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第36号「令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、「隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明させていただきます。

歳出でございますが、一般管理費におきまして、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金につきまして、職員の人事異動に伴いまして減額するもの、委託料におきまして、所得税の定額減税に対応するため、給与システムの改修を行うために、増額をするものでございます。

また3目・超高速船フェリー管理費におきまして、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金について、職員の人事異動に伴いまして増額をするもの、4目・仁万の里管理費におきまして、職員手当等、共済費について、職員の処遇改善手当の増額、それから、共済費の負担率の変更に伴う増額に伴いまして増額をするものでございます。

続きまして、歳入におきましては、分担金及び負担金について増額を行うものでございます。

以上の補正予算の結果、歳入歳出ともに172万4,000円を増額し、補正後の予算総額を23億7,929万8,000円とするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 36 号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 37 号「令和 6 年度介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外 (齋賀事務局長)

それでは、「令和 6 年度介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)」についてご説明させていただきます。

まず、歳出についてでございますが、総務費・総務管理費・一般管理費におきまして、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金について、職員の人事異動等に伴いまして減額をするものでございます。

次に、歳入につきましては、分担金及び負担金を減額するものでございます。

以上の結果、歳入歳出ともに 11 万 9,000 円を減額し、補正後の予算総額を 33 億 6,700 万 8,000 円とするものでございます。説明は以上です。

○議長 (石田 茂春)

ただいま説明のありました、議第 37 号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 38 号「令和 6 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算 (第 1 号)」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外 (中尾隠岐島前病院事務部長)

それでは、「令和 6 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算 (第 1 号)」についてご説明いたします。支出につきまして、病院事業費用既決予定額から、9,576 万 2,000 円増額とする、10 億 6,237 万 9,000 円とするものでございます。

内訳でございますが、1 項・医業費用のうち給与費につきましては、会計年度任用職員への勤勉手当の支給並びに共済負担率の変更に伴い、負担金を 1,776 万 2,000 円増額するもので、3 項・特別損失につきましては、診療報酬の返還に伴い、過年度診療報酬返還金として、7,800 万円を計上させていただくものでございます。

なお、このことに伴う財源としての収入につきましては、今回補正はせず、2 月補正予算作成時に計上をさせていただくものであります。説明は以上でございます。

○議長 (石田 茂春)

ただいま説明のありました、議第 38 号について質疑はございませんか。

○8 番 (池田 賢治)

特別損失 7,800 万円上がってますけども、2月の議会の時の概況の説明で、大体 7,641 万 1,360 円ぐらいあるんじゃないかという報告を受けておりましたけども、今回これは国の厚生局の方から 7,800 万円という確定のものが来て、今回補正上げられたということでしょうか。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

実はですね、まだ確定額っていうのは出ておりませんで、ただし、先ほど議員おっしゃられた額から新たに労災保険分が追加をされるという通知を受けまして、そこが約 100 万円ほどありましたので上積みをしていただいたところであり、おそらく来月以降順次、先方の精算が終わって通知が来まして、そこから相殺処理ということになりますので、その時点で改めて確定額というものが出ると認識をいたしております。

○8番（池田 賢治）

それと同じく2月の時に、返還額の確定に伴って支払基金とか国保連合会の返還が出てくるのではないかということで、これをどういうふうに返還するのか、一括または分割するのかという問題とか、それから患者個人の負担が、この時に 204 名の 378 万円ぐらいありますけれども、これに基づきこの個人への返却の部分については、どのような形でやられるのか、2月以降で何かその後の経過があれば、ちょっと教えていただきたいなと思いますけども。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

1点目の国保連・社保の返還方法でございますが、毎月2月前の診療報酬が入金をされます。そこから引ける部分は相殺処理をいたしまして、引ききれない分につきましては別途振り込みで返還をするという協議を行っております。

それから2点目の個人の方への返還についてでございますが、来月以降確定の通知を受けた後に、各個人について封書等で通知、お詫び、ご連絡をさせていただく予定としております。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 39 号「令和 6 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

「隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴うもの、また、会計年度任用職員の勤勉手当支給に伴うものとなっております。まず、1項・医業費用につきまして、2,521 万 8,000 円

増額するものです。これにつきましては、職員の採用、人事異動に伴い、給料及び退職給与費につきまして減額し、会計年度任用職員の期末勤勉手当支給に伴い、手当、報酬及び法定福利費を増額するものです。

次に、訪問看護事業費用につきまして、トータル 895 万 4,000 円増額補正するものであります。これにつきましては、人事異動に伴い給与費の増、また、派遣看護師の採用に伴い、賃借料、委託料を増額するものです。説明は以上となります。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 39 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 40 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（野津診療所事務長）

それでは、「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましてご説明申し上げます。

1. 中村診療所の職員数につきまして、当初は医師 1 名、看護師 3 名、事務長補佐 1 名、パートタイム事務員 1 名を予定しておりましたが、人事異動により、パートタイム事務員 1 名をフルタイムの医療補助者 1 名へ変更するものであります。

歳出の 1 目・一般管理費につきまして、人件費は、人事異動に伴うもの、パート職員からフルタイム職員への変更及び会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴うものであります。10 節・需用費につきましては、職員被服の購入に伴うものであります。合わせて 21 万 2,000 円の減額であります。

歳入の 1 目・国保診療施設事業負担金につきましては、隠岐の島町負担金を 21 万 2,000 円の減額とするものであります。

総括としまして、歳入歳出ともに 21 万 2,000 円の減額に伴い、補正後の予算額を 1 億 2,156 万 9,000 円とするものであります。説明は以上でございます。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 40 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 41 号「令和 6 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（野津診療所事務長）

「令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

2. 五箇診療所の職員数につきまして、当初は医師1名、看護師3名、事務長補佐1名、パートタイム事務員1名を予定しておりましたが、看護師1名の育休に伴い、派遣看護師1名を代替職員とするものです。また、人事異動により、パートタイム事務員1名をフルタイムの医療補助者1名へ変更するものであります。

続いて4. 五箇歯科診療所の職員数につきまして、当初は医師1名、フルタイム歯科衛生士3名、パートタイム歯科衛生士1名を予定しておりましたが、フルタイム歯科衛生士1名の育休に伴い、パートタイム歯科衛生士2名を代替職員とするものであります。

歳出の1目・一般管理費につきまして、人件費は人事異動に伴うもの、パート職員からフルタイム職員への変更、及び会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴うものであります。8節・旅費は、派遣看護師に係るもの、人事異動に伴うものであります。10節・需用費につきましては、職員被服費の購入に伴うものであります。11節・役務費から17節・備品購入費につきましては、派遣看護師に係るものであります。合わせて235万7,000円の減額であります。

歳入の1目・国保診療施設事業負担金につきましては、隠岐の島町負担金を235万7,000円の減額とするものであります。

総括としまして、歳入歳出ともに235万7,000円の減額に伴い、補正後の予算額を1億2,766万9,000円とするものであります。説明は以上でございます。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第41号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第42号「令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第1号）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（野津診療所事務長）

「令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

3. 都万診療所の職員数につきましては、当初は医師1名、看護師3名、事務長1名、事務長補佐1名、パートタイム事務員1名を予定しておりましたが、人事異動に伴い、隠岐の島町派遣看護師1名をフルタイム会計年度任用職員1名に変更し、また、パートタイム事務員1名を、フルタイムの医療補助者1名へ変更するものであります。

歳出の1目・一般管理費につきましては、人件費は人事異動に伴うもの、パート職員からフルタイム職員への変更、及び会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴うものであり

ます。10 節・需用費につきましては、職員被服の購入に伴うものであります。12 節・委託料につきましては、中村診療所、五箇診療所、都万診療所、西郷歯科診療所、布施へき地診療所の 5 拠点について、共有フォルダやインターネットメールなどのインターネットの環境及びパソコン等周辺機器の整備に係るネットワーク構築業務に伴うものでございます。合わせて 189 万 1,000 円の増額であります。

1 目・医療機器器具費につきましては、購入医療機器の変更に伴い、231 万円を増額するものであります。

都万診療所の医療機器整備について、1. 整備する医療機器名については、臨床化学自動分析装置であります。

2. 概要につきましては、臨床化学自動分析装置は生体試料と試薬を混合し、反応を促進させてから測定を行うことができる検査機器であります。当初は自動 CRP 測定装置を予定しておりましたが、予定していた装置は、一度検査を実施し、他機関にて判定後、再度診察を実施する必要があります。そのため、一度の診察で完結することができる臨床化学自動分析装置に変更するものでございます。当機器の導入に伴い、検査から治療までの時間の短縮となり、早期治療の実施、入院の抑制ができ、医療サービスの質の向上を図ることができることから、整備するものであります。

3. 予算措置額は、約 231 万円であります。4. 財源は補助金及び隠岐の島町負担金であります。

歳入の 1 目・国保診療施設事業負担金につきましては、隠岐の島町負担金を 304 万 6,000 円の増額とするものであります。また、1 目・医療施設等施設整備費補助金につきましては、補助金を 115 万 5,000 円の増額とするものであります。

総括としまして、歳入歳出ともに 420 万 1,000 円の増額に伴い、補正後の予算額を 1 億 2,587 万 3,000 円とするものであります。説明は以上でございます。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 42 号について質疑はございませんか。

○8 番（池田 賢治）

一般管理費の 12 節・委託料にネットワーク構築業務増となっております。このネットワークは新規の事業で委託料が発生したというふうに理解すればいいわけですか。当初とはまた違った項目じゃないかと思うんですけども、そういう理解でいいですかね。

それで、この広域連合の行政視察で、我々のこのネットワークについて行政視察で勉強しようかなというふうに思ってるんですけども、どういう形で診療所とのネットワークを構築されるのか、資料の提供をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○番外（野津診療所事務長）

当初のネットワーク構築整備費と違うのかというご質問につきまして、当初のネットワークにつきましては、先ほど申し上げました 5 拠点の財務会計システムのネットワークを

構築するものでございました。そちらにはインターネットが含まれておりませんでしたので、当初予定では財務会計のネットワークを構築後、その機器を同じように改良して、インターネットにつきましても整備する予定でございました。

ただ、昨年度財務会計システムの整備までしかなかったため、令和6年度にインターネットの構築業務を新たに整備するものでございます。また資料の提供につきましては、後ほど資料の方提出させていただきます。

○議長（石田 茂春）

いいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第43号「令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（野津診療所事務長）

それでは、「令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

西郷歯科診療所の職員数につきまして、当初は医師1名、歯科衛生士2名、歯科技工士1名、事務長補佐1名、パートタイム事務員1名を予定しておりましたが、人事異動により、パートタイム事務員1名をフルタイムの医療補助者1名へ変更するものであります。

それでは、資料1「予算に関する説明書」の58ページをお願いいたします。

歳出の1目・一般管理費につきまして、人件費は人事異動に伴うもの、パート職員からフルタイム職員への変更、及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴うものであります。10節・需用費につきましては、職員被服の購入に伴うものであります。合わせて224万4,000円の増額であります。

歳入の1目・国保診療施設事業負担金につきまして、隠岐の島町負担金を224万4,000円の増額とするものであります。

総括としまして、歳入歳出ともに224万4,000円の増額に伴い、補正後の予算額を6,328万円とするものであります。説明は以上でございます。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第43号について質疑はございませんか。

○12番（吉田 雅紀）

事務員がいなくなっているんですけど、これ事務の業務っていうのは問題ないんですか。

○番外（野津診療所事務長）

事務員がいなくなっているといったご指摘でございますが、全会計でございますが、事務員、パートタイムから医療補助者、フルタイムへ変更としております。この事務員さん

のお仕事の内容においてなんですけれども、窓口におきまして、外来の受け付けでしたり、診療の請求事務を行っております。

具体的には、診療が終わった患者のカルテを見て、診察の内容、検査の種類、薬の量などを点数化しまして、患者負担金の金額を計算する。また、1月ごとに診療報酬の計算をしますので、レセプトの作成チェックといった専門的な仕事を従事してもらっております。

今まで事務員という整理でございましたが、先ほどの理由から、専門的な知識が必要ということで、医療補助者という雇用形態の変更というものとさせていただいております。以上です。

○12番（吉田 雅紀）

他の診療所も含めてよくわかりました。ありがとうございます。

○議長（石田 茂春）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第44号「令和6年度消防事業特別会計補正予算（第1号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可します。

○番外（田中消防長）

それでは、「令和6年度消防事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、主に人事異動に伴うものでございます。2節・給料1,033万3,000円の減、3節・職員手当等722万2,000円の減、4節・共済費114万2,000円の減、これらにつきましては、人事異動に伴う減、共済負担率の変更及び会計年度任用職員採用に伴う増でございます。

続きまして、10節・需用費75万2,000円の増でございます。これにつきましては、本署に配備しております水槽車の修繕費でございます。本年2月、走行中エンジン警告灯が点灯したため、ディーラーに点検を依頼したところ、ターボエンジンの故障が判明いたしました。よって交換が必要になったものでございます。

続きまして、18節・負担金補助及び交付金743万3,000円の増、これにつきましては、退職手当負担金の減、及び退職手当特別負担金の増によるものでございます。

続いて、歳入をご説明いたします。

1款・分担金及び負担金・1目・消防事業負担金でございますが、1,051万2,000円を減額いたします。構成団体負担金でありまして、負担額については、表の通りでございます。

総括いたします。歳入歳出ともに1,051万2,000円を減額いたしまして、13億1,270万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 44 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

日程第 6. 討論

日程第 6. これより「討論」を行います。

議第 29 号「隠岐広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例」から、議第 44 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 16 案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 7. 採決

日程第 7. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、議第 29 号「隠岐広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例」から、議第 35 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」までの 7 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって 議第 29 号「隠岐広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例」から、議第 35 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」までの 7 案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 36 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」から、議第 44 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 9 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第 36 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」から、議第 44 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 9 案件については原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終わります。

日程第 8. 委員会の閉会中の継続審査・調査

日程第 8.「委員会の閉会中の継続審査・調査」についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、委員会の閉会中の継続審査の件を終わります。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し定例会に提出された議案はすべて議了いたしました。

会議を閉じます。

（本会議閉議宣告 10 時 27 分）

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、予算繰越の報告 2 件、条例改正案 7 件、補正予算案 9 件の 18 案件を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

議員の皆様方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（石田 茂春）

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、適切にご判断をいただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会し、令和 6 年第 2 回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたしま

す。本日はどうもご苦労さまでした。

(本会議閉会宣告 10時29分)